

雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置

対象税目：固定資産税（地方税）

① 措置を講じる
背景・課題
（政策目的）

- 近年甚大な水害が全国各地で発生し、気候変動による更なる降雨量の増大や、水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- 特に河川や下水道の整備などの地方公共団体等の取組のみでは浸水被害の防止が困難な特定都市河川流域（※１）及び浸水被害対策区域（※２）においては、流域のあらゆる関係者が協働して浸水被害を防止・軽減する必要がある。
- （※１）特定都市河川流域とは、都市部を流れる河川であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なもののうち、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した特定都市河川とその流域。
- （※２）浸水被害対策区域とは、排水区域のうち、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして、地方公共団体が条例で定める区域のこと。

当該措置の政策体系
における位置づけ

- 国土交通省政策評価体系上の位置付け
 - ・政策目標：４ 水害等災害による被害の軽減
 - ・施策目標：１２ 水害・土砂災害の防止・減災を推進する
 - ・業績指標：４６ 浸水実績地区等（全国約３７万ha（令和５年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率
 - ・参考指標：５９ 特定都市河川の指定河川数
- 第６次社会資本整備重点計画（令和８年１月１６日閣議決定）における位置付け
 - ・重点目標：Ⅱ－１．持続的で力強い経済成長の実現
 - ・重点施策：（水害対策）流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）
 - ・指標（河川）：特定都市河川の指定河川数
 - ・指標（下水道）：KPI-37 浸水実績地区等（全国約３７万ha（令和５年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率
- 第１次国土強靱化実施中期計画（令和７年６月６日閣議決定）における位置付け
 - ・推進が特に必要となる施策、２）気候変動に対応した流域治水対策等の推進、① 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進
 - ・推進施策１０ 流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）
 - ・目標（下水道）：浸水実績地区等（全国約３７万ha（令和５年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率

② 現行制度の概要

- 根拠条文：地方税法附則第15条第39項
創設年度：令和３年度
適用期限：令和９年３月３１日
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：無】
- 特定都市河川流域や浸水被害対策区域内の浸水被害を防止・軽減させるため、民間事業者等が認定計画（※）に基づき設置した雨水貯留浸透施設について、課税標準を１／６～１／２の範囲内において市町村の条例で定める割合とする（参酌基準：１／３）。
 - （※）民間事業者等が作成する都道府県知事等の認定を受けた雨水貯留浸透施設（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有し、浸水被害の防止を目的とする施設）の設置及び管理に関する計画

減収額

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
金額（億円）	0	0	0	0

（出所）国土交通省調べ

③ アクティビティ	○ 本特例措置により維持管理コストの負担が軽減されることで、民間事業者等において認定計画に係る雨水貯留浸透施設の整備に向けた動きが促進され、あらゆる関係者が協働して浸水被害対策を行う「流域治水」（以下「流域治水」という。）の実効性が向上し、気候変動による降雨量の増加に対応した水害に強い地域づくりの実現につながる。				
④ アウトプット	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	件数	0	0	0	0
	適用額（億円）	0	0	0	0

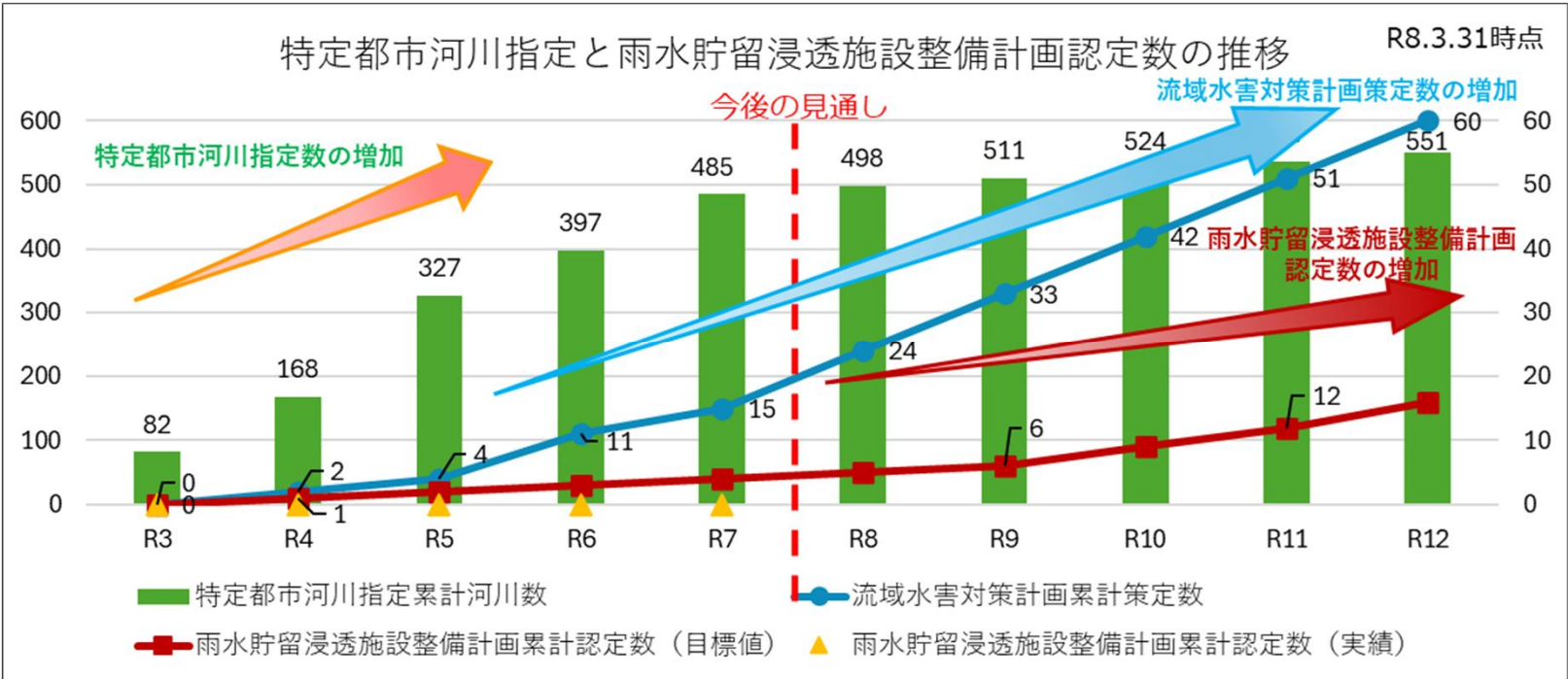
（出所）国土交通省調べ

○アウトカムに対する効果分析

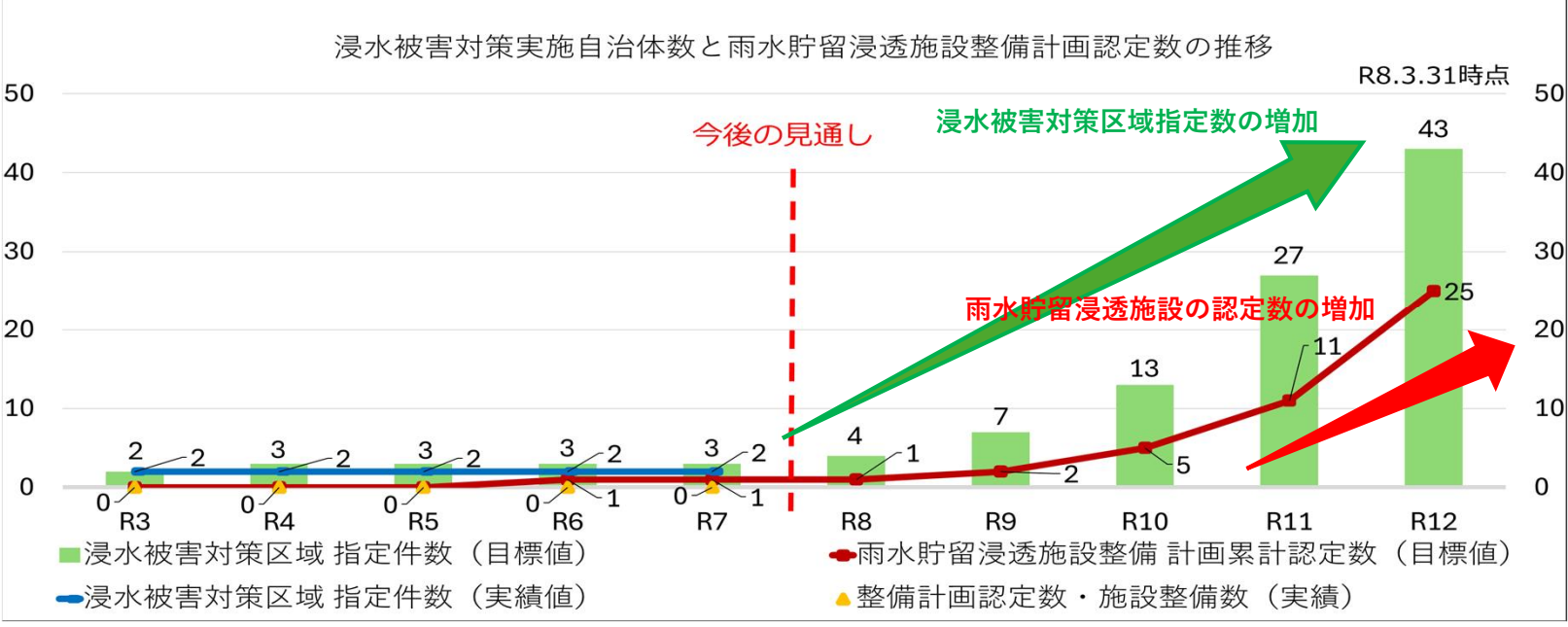
アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○ 本特例措置を契機として、関係者間で雨水貯留浸透施設の整備に向けた機運が醸成され、税制支援の要件となる特定都市河川及び浸水被害対策区域の指定数が増加し、民間事業者において雨水貯留浸透施設の整備計画策定に向けた検討が行われる。
⑤ 短期アウトカム	○ 特定都市河川の指定数及び浸水被害対策区域の指定数の増加指標：特定都市河川の指定数、浸水被害対策区域の指定数 ・ 目標値：特定都市河川の指定数：5水系104河川（R4年）、浸水被害対策区域の指定数：1件（R4年） ・ 対象期間：令和3年度～令和4年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○ 税制支援の要件となる流域水害対策計画策定及び浸水被害対策区域指定数が増加することで、雨水貯留浸透施設整備計画の策定数が増加する。
⑥ 中長期アウトカム	○ 認定計画に係る雨水貯留浸透施設整備数の増加 ・ 指標：雨水貯留浸透施設整備計画の認定数 ・ 目標値：23件（うち特定都市河川流域内：12件（R11年）、浸水被害対策区域内：11件（R11年）） ・ 対象期間：令和5年度～令和11年度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
特定都市河川・浸水被害対策区域の指定数（国土交通省調べ）	特定都市河川・浸水被害対策区域の指定数を正確に把握することができるため。
流域水害対策計画の策定数（国土交通省調べ）	流域水害対策計画の策定数を正確に把握することができるため。
雨水貯留浸透施設整備計画の認定数（国土交通省調べ）	雨水貯留浸透施設整備計画の認定数を正確に把握することができるため。
● 分析手法：時系列解析（特定都市河川・浸水被害対策区域の指定数、流域水害対策計画策定数及び雨水貯留施設の認定数） 選定理由：特定都市河川・浸水被害対策区域指定及び流域水害対策計画策定の増加率を踏まえて、雨水貯留浸透施設整備の達成状況を検証するため。	

○統計的分析



- 令和3年度の「特定都市河川浸水被害対策法」の改正後に特定都市河川の指定数が増加。
- 特定都市河川に指定された流域において、流域水害対策計画策定には、関係者からなる流域水害対策協議会における協議に1年以上を要するケースが多く、R4以降順次計画が策定されている状況。
- 雨水貯留浸透施設整備計画の認定について、現在認定計画を申請している最初の事例でも、計画策定後約4年を要してきたところ。流域水害対策計画は令和12年度末までで、60件策定される見込みであるため、これら計画策定が見込まれる流域において、雨水貯留浸透施設整備計画の認定及び整備後の特例の適用がある見込みである。



- R3年度時点で横浜市と藤沢市が浸水被害対策区域の指定を行ったが、以降当該区域の指定をした自治体はない状況である。
- 一方、今後（令和8年度以降）浸水対策を行う自治体数が増加するなか、公共下水道の整備以外に民間事業者による雨水貯留浸透設備の整備が増加していく見込みがあり、それに伴い税制特例の適用件数も増加する見込みである。



○評価等

	短期	中長期
① 各アウトカムの達成状況	○ 特定都市河川については、法改正後に5水系104河川が新たに特定都市河川に指定され、うち2水系で流域水害対策計画が策定されており、短期アウトカムを達成。 ○ 浸水被害対策区域については、目標である1件の新規指定を未達成。	○ 特定都市河川については、短期における特定都市河川指定の増加に併せて、流域水害対策計画の策定（R7年度末で15件）が進み、民間事業者による雨水貯留浸透施設整備計画の申請実績も確認されており、今後、認定数が増加する見込み。 ○ 浸水被害対策区域については、R7年度時点で実績のないところであるが、浸水被害対策に取り組む自治体数の増加に伴い、浸水被害対策区域の指定の進展が見込まれることから、民間事業者による雨水貯留浸透施設整備計画の申請件数も増加する見込み。 ○ 引き続き、中長期的な検証が必要。
② 達成できていない場合の要因	○ 浸水被害対策区域については、令和3年度の水防法の改定に伴い、自治体に対して近年の気候変動を踏まえた雨水出水浸水想定区域図の作成及び見直しが求められることとなった。そのため、令和4年度時点では、多くの自治体において気候変動を考慮した雨水出水浸水想定区域図が未作成であり、浸水リスクの高い区域の可視化が十分に進んでいない状況にあった。このため、浸水被害対策区域の指定に当たって、対象区域の適切な選定が困難な状況にあったと考えられる。 ○ 現在、雨水出水浸水想定区域図については、800自治体において策定が完了しており、浸水被害対策区域の指定に向けた取組が着実に進展している。	－
③ 政策効果等	○ 近年の水害の頻発化・激甚化の状況を踏まえ、浸水対策に取り組む意欲のある自治体が増加しているところ。これに伴い、本税制の適用の要件となる特定都市河川指定・流域水害対策計画の策定及び浸水被害対策区域の指定に向けた取組も着実に進展しているところであり、雨水貯留浸透施設整備計画の認定・整備も予定されていることから、適用実績は未だないところではあるが、官民協働で浸水被害対策への取組を推進するインセンティブとして、本特例措置の一定の政策効果が認められる。 ○ なお、本特例措置については、一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備計画の認定を受けたすべての民間事業者等を対象としており、特定の者への偏り等が生じるものではない。	
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○ 認定雨水貯留浸透施設の整備費に対する補助事業（特定都市河川浸水被害対策推進事業及び官民連携浸水対策下水道事業）により、初期負担の軽減を図っているところ。一方、本特例措置は施設整備後における事業者の維持管理費等の負担軽減による円滑な事業継続を目的とするものである。したがって、補助金との明確な役割分担のもと、民間事業者による施設整備の促進に資するものとして、政策達成手段として妥当である。 ○ また、本特例措置は雨水浸透阻害行為の対策工事として確保すべき貯留量相当分は対象外としており、「流域治水」に資する民間事業者等による付加的な整備のみを対象にしている点において、必要最小限の措置となっている。	
⑤ 見直しの方向性	○ 本特例措置の適用の要件となる流域水害対策計画の策定が順調に進展しており、また浸水被害対策区域の指定について多くの自治体において検討がなされていることから、本特例の適用を前提に令和9年度に3市町村での整備計画の認定が見込まれ、民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備拡大を検討している市町村もみられることから、本特例措置の活用実績は今後増加することが見込まれる。 ○ したがって、一定の政策効果が認められ、現行措置の継続を含めて検討する。	

主担当部局：国土交通省水管理・国土保全局治水課、国土交通省大臣官房参事官（上下水道技術）（上下水道審議官グループ）

共管担当部局：国土交通省水資源部水資源政策課